

特別償却の付表（十九）の記載の仕方

- 1 この付表（十九）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》若しくは令和3年改正前の租税特別措置法（以下「令和3年旧措置法」といいます。）第45条第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の27第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》若しくは令和3年旧措置法第68条の27第2項《特定地域における工業用機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、産業振興機械等（措置法第45条第2項若しくは第68条の27第2項に規定する産業振興機械等又は令和3年旧措置法第45条第2項若しくは第68条の27第2項に規定する産業振興機械等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した産業振興機械等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 2 「産業振興機械等の区分1」は、産業振興機械等が措置法第45条第2項若しくは第68条の27第2項の表（以下「表」といいます。）の各号又は令和3年旧措置法第45条第2項若しくは第68条の27第2項の表（以下「旧表」といいます。）の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、（ ）内には、表又は旧表の該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、産業振興機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「産業振興機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、産業振興機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その産業振興機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。
- 5 「産業振興機械等の名称4」には、産業振興機械等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「車庫用」、「作業場用」、「展示場用」等の用途を記載します。
- 7 「設置した工場、事業所等の名称6」には、産業振興機械等を設置した工場、事業所、作業場等の名称を記載します。
- 8 「取得価額11」には、産業振興機械等の取得価額を記載します。

ただし、その産業振興機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 9 「割増償却率13」の分子は、次の産業振興機械等の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) (2)以外の産業振興機械等
 - イ 機械装置…「32」
 - ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「48」
 - (2) 旧表の第4号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等
 - イ 機械装置…「24」
 - ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「36」
- 10 「償却・準備金方式の区分15」は、その産業振興機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「中小規模法人等の判定16」は、中小規模法人（資本金の額若しくは出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が5,000万円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人をいいます。以下同じです。）又は中小規模法人に該当する連結親法人若しくはその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額等が5,000万円以下であるものに限ります。）に該当する場合（12(3)の適用除外事業者に該当する場合を除きます。）には「中小規模法人等」を、それ以外の場合には「その他の法人」を○で囲みます。

(2) 「取得等をした設備の区分17」は、取得等をした設備につき、新設又は増設に係るものである場合には「新増設」を、それ以外のものである場合には「その他」を○で囲みます。

なお、16欄の「その他の法人」に該当する法人の取得等をした設備が「その他」に該当する場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

(3) 「特定地域の指定等年月日18」には、表の第3号の下欄又は旧表の第2号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等につきこの制度の適用を受ける場合に、離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣に指定された年月日を記載します（その他の場合には記載を要しません。）。

(4) 「特定地域の名称19」には、例えば「小樽市」、「対馬島」等のように特定地域の名称を記載します。

(5) 「一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額20」には、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額を記載します。

なお、次の設備の区分に応じそれぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

イ 表の第1号、第3号及び第4号の下欄並びに旧表の第2号及び第3号の下欄に掲げる設備…次の事業の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

(イ) 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める金額)未満である場合のその一の設備を構成する産業振興機械等

A 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人又は連結法人(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。) 1,000万円

B 資本金の額等が1億円を超える法人若しくは連結法人(資本金の額等が1億円を超える連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。)又は12(3)の適用除外事業者に該当するもの 2,000万円

(ロ) 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円未満である場合のその一の設備を構

成する産業振興機械等

ロ 表の第2号の下欄又は旧表の第1号の下欄に掲げる設備…次の事業の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

(イ) 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める金額)未満である場合のその一の設備を構成する産業振興機械等

A 資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下である法人又は連結法人(資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下である連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。) 1,000万円

B 資本金の額等が5,000万円を超える法人若しくは連結法人(資本金の額等が5,000万円を超える連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。)又は12(3)の適用除外事業者に該当するもの 2,000万円

(ロ) 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円未満である場合のその一の設備を構成する産業振興機械等

ハ 旧表の第4号の下欄に掲げる設備…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円(資本金の額等が5,000万円を超える12の中小企業者又は12の中小連結法人(資本金の額等が5,000万円を超える連結親法人による連結完全支配関係にある12の中小連結法人を含みます。)の地域資源活用製造業の用に供される設備については、1,000万円)未満である場合のその一の設備を構成する産業振興機械等

(6) 「その他参考となる事項21」には、その資産が産業振興機械等に該当する旨等参考となる事項を記載します。

12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、旧表の第4号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等について振興山村に係る措置の適用を受ける場合に、その産業振興機械等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により青色申告法人又は連結法人(以下「判定法人」といいます。)の発行済株式等の状況(その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。

- (1) 「保有割合27」が50%以上となる場合又は「保有割合29」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、その産業振興機械等につき、振興山村に係る措置(旧表の第4号)の適用はありませんので注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細30~35」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
- (注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。
- イ 資本金の額等が1億円を超える法人
 - ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人
 - (イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - A 資本金の額等が5億円以上である法人
 - B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - C 受託法人
 - (ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)
- (3) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度

(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0)又は連結所得金額(別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(年平均額)が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、振興山村に係る措置(旧表の第4号)の適用はありませんので注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第27条の4第22項各号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など措置法令第39条の39第21項各号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

- (4) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額等が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。